

益田市水道料金審議会 第5回 会議録

開催日時：令和元年7月5日（金）12：55～14：40

開催場所：益田市役所本館3階 第一会議室

1. 開会

事務局） みなさまこんにちは。委員のみなさまにおかれましては、ご多忙の中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻より5分程度早いですが、委員のみなさま全員お揃いですので、ただ今から益田市水道料金審議会第5回を開催いたします。それでは会の開催に際し、村山会長よりご挨拶をお願いします。

会長） 前回の開催から随分と時間が経過し、すでに7月となりました。第1回から第4回までの審議会では、委員のみなさまから多くの活発なご意見をいただきました。これまで4回の審議会を通して委員のみなさまからいただいた数多くの意見は、今後の答申へしっかり盛り込んでいきたいと考えます。そう言った点からも本日の審議会は、非常に重要な会議であり、いただいた意見をどういった形で答申へ反映させ、答申としてまとめいくかということになります。市民の代表として、率直なご意見を伺いたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

事務局） ありがとうございました。それでは議事に入る前に本日の出席状況についてご報告申し上げます。本日は委員のみなさま全員出席でございます。なお審議会の開催は、「益田市水道料金審議会規程」の規定に基づき5名以上の出席で成立ということでございますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日使用します資料の確認をさせていただきます。資料は、席へお配らしておりますが、「会議次第」、「資料10」の2つを用意しました。「資料10」は、これまでにお配りした資料を基に諮問事項ごとに要約編集した内容となっております。

事務局） それでは、これより議事に入りたいと思います。議事進行は益田市水道料金審議会規定第3条の規定により、会長に議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2. 議事

会長) それでは本日の傍聴希望者がおられましたらお入りください。

～傍聴希望者受入れ～

会長) それでは議事に入りたいと思います。議事進行にご協力をお願いいたします。

はじめに議事(1)「料金改定案の提示・検討」について、事務局から説明をお願いします。

事務局) それでは議事(1)「料金改定案の提示・検討」についてご説明いたしますので、「資料10」をお開き下さい。

1ページへは、平成31年1月21日に開催しました、第1回の審議会での諮問書の写しを載せております。今回の諮問では、諮問事項として3点ございました。

1点目「水道料金の体系について」、2点目「水道料金の改定額について」、3点目「改定の時期について」、以上3点について、市長から当審議会へ諮問されました。

この諮問事項3点の内、1点目と2点目について、これまでに事務局から提出した資料を基に説明いたしますので、2ページをお開きください。

1点目の「水道料金の体系について」です。現行の料金体系は用途別であり、「一般用」「営業用」「団体用」「特殊用」「臨時用」の5つの用途を設けております。今後、負担の公平性を図るとともに、料金体系の明確性を確保するため、口径別料金体系への改定を提案いたしました。口径別料金体系(案)では、「13mm」「20mm」「25mm」「40mm」「50mm」「75mm」「100mm」の7つの口径ごとに基本料金を設け、基本水量を8m³とし、基本水量を超える使用水量については、従量料金(超過料金)として使用水量に応じた単価を設け、具体的には「8m³を超えるもの～20m³まで」「20m³を超えるもの～50m³まで」「50m³を超えるもの」、以上の3つの逡増性を採用した従量料金単価を設定し、ご提案いたしました。

それでは、なぜ口径別へ改定する必要があるのでしょうか。現行の用途別では、口径が同じ「13mm」でも、用途が違えば、例えば「一般用」と「営業用」では、基本料金・従量料金単価がそれぞれ異なります。給水原価は用途が異なっても変わりませんが、用途により供給単価が異なり公平性に欠けることとなります。今後、給水人口の減少傾向、技術革新による機器の節水性能の向上・普及とともに有収水量の減少化は避けて通れない状況であり、給水収益は年々減少するものと予測されます。一方で、水道設備の耐震化をはじめ老朽化した設備の改修等に対し早期に着手する必要がある、そのためには必要な財源を確保しなければなりません。「市民のみなさまへ安全で安心な水道水を安定して供給する」～私たちに課せられた責務を遂行していくためには安定経営が必要であるという観点から水道料金を改定し、あわせて負担の公平性と明確性を確保するため、島根県内他の7市は全て口径別料金体系を採用している中、益田市においても用途別料金体系から口径別料金体系への改定を提案いたしました。

また改定案では、従量料金に逦増制を採用しました。その理由として、少量使用者の負担の軽減を図る目的があります。逦減性の場合、この表を使ってイメージしていただければ解かりやすいかと思いますが、例えば、「8 m³を超え 20 m³まで」の単価が 200 円、「50 m³を超えるもの」の単価が 155 円になります。それにより少量使用者の負担が大きくなります。

一方定額制とした場合は基本水量 8 m³を超える単価は一律となります。単価の設定にもよりますが、必要とする財源を確保するためには、逦増制以上に改定が必要な場合があります。以上のことから、事務局からは逦増性を提案させていただきました。以上が、諮問事項 1 点目「水道料金の体系について」のこれまでの説明になります。

続きまして、諮問事項の 2 点目「水道料金の改定額について」です。将来に向け施設の更新・耐震化等の重要事項を着実に履行し、経営の安定化を図っていくため、一定程度の資金確保を経営目標としました。そこで私たち事務局が提案した目標額が 12 億円であり、そのためには平均 25%の料金改定が必要として、提案させていただきました。平均 25%の料金改定した場合の財務シミュレーションを掲載しております。計画最終年度となる平成 38 年度には、約 12 億円の資金残高が確保できるということになります。この 12 億円につきましては、これまでの審議会の中で、特に多くの貴重な意見をいただいております。それに対し事務局からは、災害時における必要な資金確保の面からご説明しました。今も九州南部地方では、かつて経験したことのないような集中豪雨に見舞われています。いつ何時、どこでこうした想定外の災害が起こってもおかしくない状況です。益田市には高津川という一級河川が流れております。仮に、高津川水系沿いに集中豪雨が発生し、横田水源地、高津水源池に相当な被害を受けたと想定した場合の再構築費用や稼働停止期間中の給水収益の減収額等を試算しました。その上で 12 億円の資金が必要であるとし、ご提案いたしました。言うまでもなく災害が起こった際には迅速な対応が必要となります。少しでも早い復旧を行うため、平均 25%の料金改定は必要と考えます。

次に「3 改定の時期について」は、この後「答申（案）の検討」でご説明させていただきます。

続きまして「4 水道料審議会（第 1 回～第 4 回）を通して意見集約」についてです。委員のみなさまからいただきましたご意見を、5 つの項目に要約して載せております。

1 点目「子育て世帯や高齢者世帯への配慮」についてです。年金生活者やひとり暮らしの高齢者、教育費や保育費を含め生活費が最もかかる年代である子育て世代等、経済的に厳しい世帯に対する配慮を望むというご意見をいただきました。

2 点目「大口使用者への対応」についてです。このたびの改定案では、これまでの用途別から口径別に改定することとなります。先ほどの表「口径別・水道料金体系（改定案）」からもわかりますように、70 mm、100 mm といった大口径のご使用者になるにつれ水道料金が高くなり、改定率も大きくなります。水道水を多く使われる事業所様にとって、水は事業を行う上で重要な資材であり、水道料金の値上げは事業経営に大きな負担となります。

このため経営の良否が大きく変われば社会経済活動に与える影響も大きく、市全体の産業振興施策として何らかの対策を講じるよう求めるというご意見をいただきました。

3 点目「周知」についてです。料金を改定する上で最も重要なことは市民のみなさまのご理解です。水道事業の現状や上水道と簡易水道の統合にともなう料金改定の必要性について、十分な周知活動を通じ市民のみなさまに理解してもらえるよう努力されたい。そのためには、分かりやすい資料を用い、分かりやすい説明に徹するよう努力されたいというご意見をいただきました。

4 点目「定期的な見直し」についてです。給水人口の動向や、経営状況、社会経済情勢等を勘案して、例えば料金算定期間を目途に、定期的に水道料金審議会を開催し、適正な料金水準となっているか検証を求めるというご意見をいただきました。前回の料金改定は、平成 14 年度、平均改定率は 7.33%でした。平成 16 年に旧益田市、旧美都町、旧匹見町との市町村合併により旧益田市の料金体系への統一を行いました、すでに 10 年以上経過しております。このたびの料金改定案では、平均改定率 25%と改定幅も大きく、そのため市民のみなさまのご負担は大きくなります。今後、市民のみなさまのご負担が大きくならないよう、定期的に、例えば 3 年から 5 年とされる標準的な算定期間を基本に、財政シミュレーションを通じて適正な料金水準を検証していくことにより、今後の改定率は 25%ではなく、10%、15%といった水準に収まるのではないかとご意見をいただきました。

最後に 5 点目「激変緩和措置」についてです。水道料金の増額改定は、市民生活に与える影響は大きく、このため段階的に改定を行うなど、激変緩和措置を講じるなどの特別の配慮を望むというご意見をいただきました。ここ最近の県内他市の料金改定の動向としては、安来市、浜田市、出雲市において料金改定を行っておられます。安来市では平均改定率 23.7%、浜田市では平均改定率 24.8%です。いずれにしてもライフラインである水道料金の改定は、市民生活において与える影響は大きく、本年 10 月以降消費税率は 8%から 10%へと増額改定される中で、水道料金は平均 25%の増額改定となり、緩和措置を講じるなどの特別の配慮を望むと言ったご意見をいただきました。

事務局からの説明は以上です。

会長） ただ今の事務局からの説明について、何かご意見等ございましたら挙手の上、発言をお願いします。

委員） 先ほど事務局の方から説明のありました災害に関連して、私の方から少し説明させていただきます。昨年の西日本豪雨災害に続いて、今年九州では大変な豪雨災害に見舞われています。益田市では、災害に備えて新たに「防災ハザードマップ」を作成し、この 5 月末までに各家庭を対象に配布しました。

これまで浸水想定区域の想定を 100 年に 1 回としておりましたが、今回作成した「防

「防災ハザードマップ」では、想定し得る最大規模の降雨によるものを想定しております。国土交通省では、1000 年に一度といった言い方をしておりますが、最近の雨の降り方からみれば、いつ災害が起こってもおかしくない状況になっております。この「防災ハザードマップ」を見ますと、シミュレーションにもありました横田水源地、高津水源地が立地する地域一帯の浸水の深さは、5m～10m それ以上の規模になると予測されております。

また「防災ハザードマップ」には地震についても載せており、その中で弥栄断層について地震が発生した場合、益田市内全域で、震度 5 弱～震度 6 強が予想されるとしております。

地震について付け加えて申しますと、6 月 20 日付けの朝刊において、水道管の耐震化率に関する記事が載っておりました。国の目標では 2022 年までに主要な管の耐震化率を 50%以上にするとありましたが、現在、島根県の平均は 26.3%、益田市は 12.8%と県内でもずいぶん遅れている状況です。これまでの審議会資料を通じて委員のみなさまは既にご存知のことと思いますが、益田市では昨年度、水道施設の耐震化・更新計画を策定し、今後 10 年間で 40 億円という予算規模での計画実施に取り組もうとしております。

「防災ハザードマップ」が策定され、水道施設の耐震化・更新に関する報道がされる中、これまでに事務局の説明を通じて、「耐震化・更新へ向けた取組み」「非常時の備えとして一定程度の資金残高の確保」の必要性について、明らかになったとともに理解を得られやすい状況になっているのではないかと考えます。

会長） ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

委員） 付け加えて「防災ハザードマップ」の 29 ページ、「高津川洪水浸水想定図（最大規模）」の説明を少しさせてください。市内にお住まいの方は、横田水源地、高津水源地の所在地は概ねご存じのことと思いますが、この想定図では、どちらの施設も洪水による浸水の深さは 3m以上、かつ家屋倒壊等反乱想定区域となっており、一般的な建物が倒壊、流出の可能性が高いと想定しております。

また、79 ページは「地震ハザードマップ」となっており、その中で弥栄断層帯を中心に震度 5 弱～震度 6 強が想定されています。

事務局） ただ今の委員様の補足といたしまして、「防災ハザードマップ」の 37 ページから 40 ページにかけて、「洪水・土砂災害ハザードマップ」として、高津水源地が立地する高津川河口部を拡大したもの、横田水源地が立地する横田・安富地区を拡大したものが載せてありますので、併せてご覧いただければと思います。

会長） このハザードマップは、すでに市民の方々には配布されているのでしょうか。

事務局) 今年 5 月に、一般家庭を対象に全戸配布しております。

会長) 今日の審議会を含め 5 回の審議会を通じ、委員のみなさまは改定の必要性について、十分に理解されたのではないかと感じております。その上で、当審議会の意見としては、事務局が説明された、この 5 つの意見に最終的に集約されるのではないかと考えます。委員のみなさま、いかがでしょうか。

委員) これまでの審議会を通じて多くの意見が出て、今、会長が言われますように、この 5 つの意見を是非答申に盛り込んでいただきたい。

それと、立ち戻るようで申し訳ないが、12 億円という目標資金残高と、それを根拠とした平均改定率 25%です。この審議会の中でも随分と論議しました。異常気象という言葉が定着し、「これまでに経験したことのないような降雨」等により、今、どこで災害が起きてもおかしくない状況です。示された数字には、はじめは正直驚きました。しかし、事務局からの説明を受け、また、それを基にした改定後の料金水準が、島根県内の各市と比較して極端に高いものではなく、中間に位置するものであり、妥当な水準ではないかと考えます

その上で、是非検討して頂きたい点が 1 点あります。料金改定により収入面ではシミュレーション通りの展望が見えてきますが、一方の支出面についてです。水道事業を継続していくために経費の節減、組織の体制、収益の確保に向けて今後、当局の努力も必要ではないでしょうか。この点についても、是非、答申へ盛り込んでいただきたい。

会長) ただいまのご意見を、是非この後で審議する答申(案)で検討していきたいと思えます。

事務局) ただ今言われました経費の削減をはじめとする経営努力につきましては、第 3 回の審議会で少し触れさせていただきましたが、「水道事業の広域連携」という動きの中、島根県を中心に県内すべての事業体による検討会を組織し、さらに県内を 4 つのブロックに分け、検討項目の絞り込み等に取り組んでまいりました。

益田市は、近隣の吉賀町、津和野町の 1 市 2 町で西部圏域を形成し、それぞれの事業体が抱える課題を出し合う中で、連携を図りながら経営の安定化、経費の節減等の課題に取り組んでいきたいと考えております。

委員からのご指摘のとおり、今回の料金改定を通じ、当然内部に対しても一定の努力が必要であり、今後具体策を検討し、効率的な企業運営に努めていかなければならないと考えます。

会長) ありがとうございます。その他にご意見はございませんか。

会長) ないようですので、審議会からの意見は以上となります。

事務局) わかりました。それでは、ここで事務局から 2 点ほど提案させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

会長) 委員のみなさま、いかがでしょうか。

会長) では、お願いします。

事務局) 1 点目です。これより答申案を準備し、出来次第委員のみなさまへお配りしたいと思しますので、ここで 20 分程度時間をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

会長) では、20 分間の休憩ということでよろしいですか。

事務局) ありがとうございます。続いてもう 1 点です。第 1 回の審議会からここまでの審議会は公開で行われました。休憩後は答申案についての審議となります。答申前であり、また答申内容そのものは未決定事項でもありますので、非公開とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

会長) よろしいでしょうか。

事務局) それでは、20 分程度休憩をいただき、その間に準備をいたしますのでよろしく願いいたします。

～ 休 憩 ～

※これより後の議事録は、未決定事項が含まれるため、議事録として掲載しません。